

～相馬市の農業者の皆様へ～

農地の貸し借りは、令和6年7月から、 原則として農地バンク(中間管理機構) 経由になります！



〈 現 行 〉

☆現在は2種類の貸し借りの方法があります。

- ①農業委員会を通しての農地の貸借(※1)
- ②農地バンク(中間管理機構)を通しての農地の貸借

〈令和6年7月19日から〉

☆農地バンク(中間管理機構)に一本化されます。

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴うものです。



※1経過措置として令和6年8月公告分(7月18日受付分)までは、引き続き利用権設定が可能です。
なお、現在結んでいる契約は期間満了日まで有効です。

農地バンク活用には各種メリットがあります！

【地権者】

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる
- 農地バンクに貸し付けた農地について税制優遇が受けられるなど

【耕作者】

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、農地バンクが契約を一本にまとめてくれるなど



農地の貸し借りは
農地バンクへ

(注)農地バンクによる農地の貸し借りには、手数料が発生します。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先

【農地バンクについて】 相馬市農林水産課 Tel: 0244-37-2147
【農地のご相談】 相馬市農業委員会 Tel: 0244-37-2190

*農地バンク制度の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地バンク/農地中間管理機構

検索

